

草の根・人間の安全保障無償資金協力の 現地調査報告書

対タンザニア

草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る
本邦 NGO によるフォローアップ事業

(特活) アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)

2013 年 2 月

草の根・人間の安全保障無償資金協力の現地調査報告書

実施団体：（特活）アフリカ地域開発市民の会

案件名： 対タンザニア草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る本邦 NGO によるフォローアップ事業

調査期間：2013年1月20日～1月27日

目次

調査の背景	1
調査の概要	2
調査の報告	2
①平成22年度「タンザニア3州リサイクル救急車整備計画」	3
②平成21年度「ウングジャ島西県フンバ村給水計画」	6
③平成21年度「キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画」	9
④平成22年度「アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画」	12
⑤平成22年度「ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画」	15
調査を通じた草の根無償スキームへの考察	18
ソフト・コンポーネントについて	19
草の根無償スキーム実施体制について	21
添付書類	24
添付1. 調査日程	25
添付2. 案件基本情報および調査訪問概要	27
添付3. 写真資料	35

調査の背景

2010年6月に外務省が発表した「ODA¹のあり方に関する検討 最終とりまとめ」は、援助案件の評価結果も含め、「見える化」を徹底するとともに、案件形成、実施、評価、改善というPDCA²サイクルにおいて、第三者の関与を得ることで、ODAの説明責任の向上を図ることとしている。

この一つの取り組みとして、外務省は草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」³という。）でもPDCAサイクルを導入し、その一環として外部有識者である日本のNGO⁴と共同で制度改善に向けたレビューを行うこととした。またこのレビューは、過去三年近くに亘ってNGO・外務省定期協議会連携推進委員会で、NGO側から新たな形の連携として提案があったものでもある。

¹ Official Development Assistance

² Plan Do Check Act

³ Grant Assistance for Grassroots Human Security Projects

⁴ Non-governmental Organisation

その結果、2011年1月より五回の共同レビューが実施され、8月に「外務省・NGO共同レビュータスクフォース」により、草の根無償についての「外務省・NGO共同レビュー取りまとめ(2011)」が作成され、外務省のHPなどを通じて公表された。この「2. 草の根無償の制度改善に向けた検討」の「(3) 上記 2. (2) 以外の改善措置(案)」の「(イ) 本邦 NGO によるフォローアップ事業」として、2011年度は、2月のカンボジア市民フォーラムによるカンボジア草の根無償のフォローアップと、3月のシャプラニールによるスリランカ草の根無償レビューが計画、実施された。

2012年度の「(イ) 本邦 NGO によるフォローアップ事業」として、前年度の成果を引き継いで、アフリカでの調査も実施することが検討され、その調査実施者として、(特活)アフリカ地域開発市民の会(以下 CanDo)が、(特活)国際協力 NGO センター(JANIC)の推薦を受け、外務省国際協力局開発協力総括課との話し合い、在タンザニア連合共和国日本国大使館(以下大使館)と業務委嘱契約を結び、タンザニア連合共和国における草の根無償による実施事業を訪問調査したものである。

調査の概要

本事業に関し、委嘱を受けた調査者は、具体的な調査対象案件の選定において、大使館へ、①住民の当事者団体による案件、②日本 NGO または青年海外協力隊が連携する案件、③タンザニア NGO 連合組織への訪問の3点を調査の要素として考慮するよう要望し、それら要望が反映された形でタンザニア国内の草の根無償の支援を受けて実施された特定案件5事業が調査対象として選定された。

また、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、CanDo 代表理事・永岡宏昌⁵と CanDo 調整員・伊東彩が調査者となり、外務省国際協力局開発協力総括課経済協力専門員・保氣口哲史氏の同行をえて、2013年1月21日から24日までタンザニア国内の調査対象5事業を訪問調査した。さらに、25日夕方から26日まで外務省同課外務事務官・清原剛氏が合流して、調査内容の検証、分析、事業から抽出できる経験、草の根無償スキームの向上の可能性などについて意見交換した。

なお、本調査は、特定案件の実施状況モニタリング・実施状況フォローアップにとどまらず、「外務省・NGO共同レビュー取りまとめ(2011)」で言及された草の根無償の制度改善に貢献できる分析・視点を提供することをめざした。なかでも、草の根無償の特徴である草の根の住民への人間の安全保障を実現するために、特定案件レベルならびにスキームレベルで、どのような工夫・改善が考えられるか、CanDoの過去15年にわたるケニアでの草の根での活動経験を参照しつつ検討を行なった。

調査の報告

調査の対象となった特定案件は、以下の5事業である。

⁵ 永岡が報告書責任者であり、問い合わせ先である。

連絡先：〒110-0001 東京都台東区谷中2-9-14 第2森川ビルB号(特活)アフリカ地域開発市民の会
メールアドレス：nagaoka@cando.or.jp

- ①平成 22 年度「タンザニア 3 州リサイクル救急車整備計画」⁶
- ②平成 21 年度「ウングジャ島西県フンバ村給水計画」⁷
- ③平成 21 年度「キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画」⁸
- ④平成 22 年度「アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画」⁹
- ⑤平成 22 年度「ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画」¹⁰

①平成 22 年度「タンザニア 3 州リサイクル救急車整備計画」

案件概要

本リサイクル救急車供与事業は、リサイクル救急車 4 台をタンザニア国 3 州に配置し、対象地域における救急救命率の向上を図ることをめざしている。2010 年 8 月 26 日に申請書が受領され、2011 年 3 月 31 日に贈与契約の締結とともに事業を開始し、同年 12 月 10 日に事業が完了し、2012 年 4 月 3 日に完了報告が提出されている。

被供与団体¹¹はタンザニア NGO 協会¹²（以下 TANGO）で、1988 年に設立され、加盟団体 NGO とその他市民組織 CSO¹³に対して、組織能力強化・情報提供・調整活動をつうじた、政策へ効果的に参加し影響を行使できるよう力づけることをミッションとした NGO 連合組織である。その加盟団体は、タンザニア国内の約 600 団体¹⁴のローカル NGO を正会員とし、国際 NGO もオブザーバー参加しているとのこと。

本事業は、TANGO が、日本のリサイクル救急車を輸入し、当事者団体 4 団体が救急車を活用できるよう管理するものである。ただし、日本でリサイクル救急車 4 台の入手・修理・整備ならびに日本からダルエスサラーム港までの輸送については、日本外交協会に委託している。このため、TANGO の実際の業務としては、ダルエスサラーム港での救急車の通関手続き、使用する当事者団体¹⁵への配置までダルエスサラーム市内での保管を行ない、配置後も救急車の管理責任を持つものである。

なお、救急車を配置した当事者団体は、イリンガ州の「イリンガ県」、モロゴロ州の「モロゴロ警察簡易診療所」及びダルエスサラーム州の「人権推進センター¹⁶」、「病の牧師会」の 4 団体で、後者 2 団体は TANGO の加盟 NGO 団体であるが、前者 2 団体は公的機関で非加盟団体である。

⁶ 英語名称：The Project for Supply of Recycled Ambulances for 3 Regions in Tanzania

⁷ 英語名称：The Project for Fumba Village Water Supply in West District, Unguja

⁸ 英語名称：The Project for Construction of Girls' Hostels at Nyerere Secondary School in Mwanza District, Kilimanjaro Region

⁹ 英語名称：The Project for Expansion of Longido Health Centre in Longido District, Arusha Region

¹⁰ 英語名称：The Project for Expansion of Nuru Orphans Centre in Mbeya City, Mbeya Region

¹¹ 被供与団体とは、草の根無償の贈与契約を当該公館と締結した団体をさす用語として用いる。

¹² 英語名称：Tanzania Association of NGOs；ホームページ：<http://www.tango.or.tz/>

¹³ Civil Society Organisation

¹⁴ 本調査時に TANGO より聞き取った会員数

¹⁵ 当事者団体とは、草の根無償案件のなかで形成されたハードウェアを使用して事業を実施する団体をさす用語として用いる。

¹⁶ 英語名称：Centre for Human Rights Promotion

うち、調査対象とした当事者団体は、人権推進センターで、保健関連の活動を行なうことを目的に1998年に設立、NGO登録された。2009年には、前立腺がんに関する教育、アドボカシー活動、前立腺がん患者の支援をおこなうことを目的とする「タンザニア50プラスキャンペーン」を開始した。救急車は主にこのキャンペーン活動で使用されている。

調査内容

本調査では、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、2013年1月21日に、被供与団体TANGOの事業担当者への聞き取りを行ない、実際にリサイクル救急車を使用する当事者団体のひとつ人権推進センターの代表者に聞き取りとリサイクル救急車の現物の確認を実施した。

案件形成の経緯

TANGOによると、TANGOは、大使館へ日本の中古自転車・バイクの供与、加盟団体のリソースセンター建設への支援の可能性について相談したところ、大使館担当者よりリサイクル救急車の供与の可能性が提示された。TANGOは、その提示が、草の根の住民に大きく裨益し、MDGsの達成に貢献するため、加盟団体へリサイクル救急車供与の情報提供と大使館への直接の申請を働きかけ、加盟12団体が申請したことを把握している。また、当事者団体4団体の選定過程には関与していないが、大使館から提示された4団体の妥当性を評価し、それら4団体を取りまとめる被供与団体となった。

一方、当事者団体の一つである人権推進センターは、この救急車は、同センターの催事の際の在タンザニア日本大使との話し合いに端を発して1年後に供与に至ったと認識している。

案件の実施状況

本案件では、日本でのリサイクル救急車の入手・修理・整理ならびに日本からダルエスサラーム港までの輸送については、日本外交協会に委託しているため、被供与団体TANGOの役割は、ダルエスサラーム港での救急車の通関手続きから、通関後の再整備・保管、救急車を使用する当事者団体との役割分担に関する取極め、当事者団体への引き渡し手続きであり、引き渡し後の管理・監督となる。

TANGOによると、リサイクル救急車の通関手続きについて、さまざまな経費の計上もれや、免税手続きに、担当者が1か月間その多くの時間を諸官庁との折衝と手続きに要し、結果、港での滞留が長くなって港湾施設使用料・倉庫料など計上予算を超える経費が発生した。また、通関経費の一部905,000シリングが事業費に計上できず、当事者団体4団体の均等負担としてTANGOが立替えたが、うち2団体は未払いの状態にある。

TANGOによると、通関後、救急車の状態を確認したところ、バッテリーの充電以外の問題はないことを確認し、さらに、使用している当事者団体からも現在まで問題の指摘はない。また、救急車の供

与式を実施したが、その経費として、ジャーナリストへの対応とソフトドリンク・ビスケット代 200,000 シリングを TANGO 会計から支出した。

TANGO は、救急車を使用している当事者団体 4 団体のモニタリングを行なっているとのことだが、イリングには 1 回、モロゴロには 2 回実施しているとのことだが、案件の事業費としては計上されていないため、TANGO の自己資金で実施することになり、他の業務で同地を訪れる際に訪問しているとのことである。また、ダルエスサラームの 2 件については定期的に訪問していることを暗喩していた。モニタリングに関連して、人権推進センターでは救急車の運行記録がつけられていないことを指摘したところ、この事実を知らなかった。運行記録をつけるよう団体に言っているが、具体的な記録方法については話し合っていないとのことである。

また、TANGO の担当者は、本案件の供与手続きを行ないながらも、草の根無償のスキーム自体への理解はなく、同氏の話すところによれば、同団体や加盟 NGO が、自らが計画する草の根の住民への人間の安全保障に資する開発事業を、大使館へ申請できる事実を知らなかったとのことであった。

救急車を使用している当事者団体のひとつである人権推進センターでは、前立腺がんの早期発見と治療を目的とした検査とカウンセリングの機会を提供し、タンザニア全国で保健医療サービスの向上に資するために救急車を使用している。

人権推進センターの救急車は、直近の 9 か月で 17,049.6Km 走行しているが、車体の様子からは適正に整備され維持されていると推察される。また、月次の用途別の前立腺がん患者の搬送回数もまとめられており、2011 年 11 月から 2012 年 12 月までの 14 か月間の救急車の利用として、自宅と病院との移送 366 件、家庭訪問によるカウンセリング・応急措置 366 件、遺体の病院から自宅への搬送 16 件が報告されている。しかし、救急車の毎日の運行記録はつけられていなかった。また、救急車には酸素ボンベが装備されていたが、前立腺がん患者の特性として末期においても呼吸器系は丈夫であることを理由に、使い方がわからないまま据え置かれていた。

また、人権推進センターは、この救急車は、同センターの催事の際の在タンザニア日本大使との話し合いに端を発して 1 年後に供与に至ったと認識しており、案件形成時には TANGO の役割は特になかった、と評している。また、人権推進センターは、この救急車の管理責任は団体にあると自覚しており、そのことが良好な維持管理につながっているのだろうが、TANGO が被供与団体として管理責任をもっていることについては認識していなかった。

案件の効果

本事業は、TANGO が被供与団体となって、当事者団体 4 団体に救急車を配置しており、それぞれの団体で草の根の住民へ裨益効果が発現していると推察され、人権推進センターでは救急車に関する活動記録から裨益効果が確認できた。

調査者コメント

救急車の供与では、救急車として使用されることによって草の根の住民に裨益するが、別の用途に利用すると裨益効果を発現しないばかりか、用途外使用が地域住民によって容易に確認され、援助としては逆効果になる危険性を内在している。このため、車両の運行を適正に記録することが重要だが、調査対象の被供与団体も裨益者団体も、その重要性を認識して取り組んでいるとは言い難い状況であった。

本案件の被供与団体は中間団体¹⁷として事業管理する立場にあり、事業実施の当事者団体 4 団体のうち 2 団体は被供与団体への加盟団体だが、2 団体は直接の関係がない地方公共団体である。このような構造のなかで、被供与団体の責任が形骸化せずに、住民への直接的な裨益効果を発現させ、継続させるための役割を担ってもらうには、救急車配車後の 1 年程度のモニタリングを案件の事業活動と位置付け、それに関わるソフト・コンポーネント経費、例えば、団体訪問のための交通費・宿泊費・日当などを事業費として認めることで、裨益効果が高まるのではないかと思う。また、酸素ポンベの事例のとおり、救急車とその備品の使用法を説明する研修が行われず供与されているが、それら使用・活用・管理に関する研修を事業形成段階で事業活動として位置付け、ソフト・コンポーネント経費を計上することも裨益効果を高める一案であろう。

また、被供与団体が、自己資金で救急車供与式を実施した、とのことだが、供与式を援助の広報の一環として位置付けるのであれば、事業費として必要経費の負担があってもよいのではないだろうか。

タンザニアの NGO 連合体である TANGO が、草の根無償のスキーム自体を理解していなかったことから、草の根の人間の安全保障に資する優良案件の発掘を逸していた可能性があり、今後、より一層、NGO 等の申請可能性のある団体や被供与団体へのスキームの周知及び理解の促進を図ることが望まれる。

②平成 21 年度「ウングジャ島西県フンバ村給水計画」

案件概要

本フンバ村給水事業は、ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区フンバ村の住民組織であるフンバ開発協会¹⁸が実施する同村及び周辺地域給水のためのプロジェクトに対して、老朽化した既存配水管の交換（延長 7km）、熟練労働費（配水管敷設に係る専門家の技術顧問費）、現場監督費を贈与した。また、地方公共団体であるザンジバル水道局¹⁹（以下 ZAWA）が、本事業にかかる物資調達・技術支援を行なっている。2009 年 10 月 29 日に贈与契約の締結とともに事業を開始し、2010 年 10 月 18 日に事業完了報告が提出されたが、贈与資金に未使用残金が発生し、その使途をスペアパーツ購入に充てる旨の変更申請書が 2012 年 6 月 21 日に提出され、その後、変更が承認されて事業が完了している。

¹⁷ 中間団体とは、被供与団体であるか、否かにかかわらず、草の根無償案件で形成されたハードウェアを使用して事業を実施する当事者団体と、供与団体である大使館との中間に位置して、事業の実施について一定の責任を有する団体をさす用語として用いる。

¹⁸ 英語名称：Fumba Development Association

¹⁹ 英語名称：Zanzibar Water Authority

被供与団体は、対象地域の住民組織であるフンバ開発協会で、2006年に設立されているが、設立前の2003年からドナーと協働若しくは自助努力で開発事業を実施した実績がある組織である。また、ZAWAが監督官庁として支援しており、中間団体として機能している。

調査内容

本調査では、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、2013年1月21日に、上位監督官庁であるザンジバル財務省を訪問して財務省長官への聞き取りを行ない、監督官庁ZAWA職員の同行で事業地を訪問し本調査団のために集まったフンバ開発協会の代表者・一般メンバーおよび村住民グループへの聞き取りと事業によって設置された公共取水場所と蛇口からでる水を確認した。

案件形成の経緯

本事業を実施するに至った背景・ニーズとしては、フンバ村周辺では、かつてはディマニ地区給水システムより水の供給を受けていたが、90年代に入ってから地域人口の増加、観光ホテル建設、生活様式の近代化といった要因に伴い水の需要が急激に増加し、水源より一番遠いフンバ村では水の供給が滞っていることがあげられた。そのため、フンバ村周辺では生活用水を主に浅井戸や集水した雨水に依存しているが、村周辺に10箇所ある井戸の多くは家屋に隣接しており、生活污水の地中での浸透によりその水は不衛生で、赤痢や下痢といった疾患を引き起こしていることもあげられた。

フンバ開発協会代表者によると、本事業は、フンバ開発協会が、このような水問題を解決するため、ZAWAの支援をえて水道管敷設と給水施設設置のための申請書を作成して、ウングジャ島西県知事を通じて大使館に申請し供与に至った。

案件の実施状況

本事業は、地方公共団体ZAWAの資材調達・技術指導・監督ならびに技術作業実施などのもとに、被供与団体フンバ開発協会と地域住民が、水道管の配管場所の藪の切り開き、溝掘り、幹線道路から現場までの水道管などの人力での運搬、埋戻しを行ない、また、それら労働参加者への食事の提供を行なった。

また、本事業に関連するものとして、ZAWAは、この水道に水を供給するディマニ地区ディマニ村の丘の上にある大型貯水タンクの供給力を向上させるために、水源に新たな深井戸を掘り電気動力ポンプを設置した。

水供給については、公共の給水施設が設置され、住民は現在のところ無料で水をえている。また、それら水道管から別途に個人住居へ支線を敷設して、自宅の蛇口から水をえられるようにもしており、この場合、住民は、水の使用量に拘わらず定額で月額2,000シリングをZAWAに支払っている。

また、ZAWA は、フンバ村を含むディマニ地区 6 村の水道システム維持管理のために、ディマニ村の村民 2 名を現地職員として雇用している。

なお、ザンジバル・ウングジャ島全域の課題として、電力がタンザニア本土からの海底ケーブルによる供給に限られ、現在のところ島の電力需要に見合った供給ができず、新たな海底ケーブルの敷設が行われている。この状況は、本事業で敷設した水道管へ水を供給するディマニ村の大型貯水タンクへの水源からの揚水にも影響をあたえ、停電するとフンバ村への給水が止まる事態となる。この不安定な水供給状況をフンバ村で安定させるための公共貯水槽のような補助施設は設けていない。

案件の効果

フンバ開発協会メンバーやフンバ村の一般住民によると、この事業によって、透明で良質な水を十分な量入手できるようになって、水で身体が洗えるようになった。遠くの浅井戸からの毎日の水汲みの女性の労働が軽減され、水汲みを補助的に手伝っていた男性も、朝早くから漁にでられるようになって収入が向上したと実感している。また、これまで生活用水に使っていた浅井戸が、家畜の水飲み場に活用できるようになり、家畜の肥育に関わる労働の軽減にも貢献している、とのことであった。

一方、電力供給が十分でないため、水源での動力揚水ポンプが止まることもしばしばあり、その際には給水も止まってしまう。参加住民へ断水時の対応を聞いたところ、家庭で飲料水の貯水をして備える例は聞かれず、村の浅井戸のうち 1 つは、良質な水なので、その浅井戸に水汲みにいくとの回答だった。住民の説明する良質な水は、他の水が黒っぽい色と塩分の味が強いことに対して、透明で塩味が少ないことを指している。しかし、案件形成のなかで確認されている地域の水問題は、生活污水の地中への浸透により、井戸水が汚染され、赤痢や下痢といった疾患を引き起こしている、という認識である。この透明で塩味が少ない、住民が良質と考える水も、住民の健康に影響を及ぼす感染リスクの高い水であり、同行した ZAWA 職人が、その場で指摘していた。

また、住民の水道の利用状況について、定額の水道料を支払って個人住居まで水道を引いて利用しているか、無料の公共の水場を使用しているかをグループ聞き取り調査に参加した村人に聞いたところ、ほぼ半数ずつであった。また、公共の水場が有料になったら、浅井戸にもどるか、お金を払って公共の水場を使うか問うたところ、村住民は回答に悩む様子を見せ、同行した ZAWA 職員より質問を中断するよう要請があり調査者は受け入れた。

調査者コメント

本事業は、本来 ZAWA が実施すべき給水システムの充実という公共サービスを補完する側面をもっているが、住民組織であり当事者団体であるフンバ開発協会が被供与団体であるため、水の安定供給以上に、住民の健康を保障する自律的な取り組みに発展できる可能性が大きいと思われる。住民は、当事者団体のメンバーとして、水道管敷設の工事に参加し、良質の水の供給に成功しており、給水システムに対するオーナーシップも高まっている。しかし、報告のとおり「良質の水」についての理解

が、住民の健康につながる「安全な水」の理解にはつながっていない。供給される水や他の水の固有状況をふまえた家族レベルでの安全な水の有効利用や保健教育を行なうソフト・コンポーネントを事業の一部として付加することによって、草の根の住民への裨益効果が大幅に増大できる。すなわち、事業の完了点を水道の敷設・水の供給におくのではなく、設置後に住民への保健教育や水利用の研修を行なうことも事業費として認めて計上することによって、住民による自律的な安全な水の利用を保障する効果の発現が期待できる。

また、この「安全な水」の理解をすすめることが、現在のところ無料である公共の水場が、有料になった際に、住民が感染症の心配がある浅井戸での飲料水確保にもどる可能性を減少させる効果が期待できる。

なお、本調査について、事前に調査者から大使館を通じて、調査時間が短いことを理由に、セレモニー的な受入れをしないよう依頼していたが、フンバ村では、子どもたちによる歌・踊りと軽食の提供による歓迎式典の準備がすすめられていた。このため、調査者からフンバ開発協会の責任者へ式典をしないことを申し入れ、集まっていた住民へのグループ聞き取り調査に変更していただき、貴重な意見を聞くことができた。

調査者が主宰する CanDo は、1998 年から隣国ケニアで住民の参加を重視した社会開発事業を実践している。ケニアにおいては、客を「もてなす」ことが重要であり、どんなに貧しくても、できる範囲で、歌や踊り・飲食でもてなすことが、アフリカのホスピタリティであり、「もてなし」を断ることは失礼にあたる、という言説がある。しかし、CanDo では活動開始当初は、事業形成の話し合いや実施の際の飲食の提供、教室建設が完了した際の式典などが対象小学校などで提示されたが、CanDo は労働に参加する保護者と対等な開発パートナーであり、客としての「もてなし」は必要ない旨を説明すると短期間のうちに地域に理解が浸透して、CanDo へ飲食の提供や式典の実施を提案することがなくなっている。新しい事業地でも、「もてなし」の言説が語られるが、対等な開発パートナーとして断ると問題なく受け入れられる。なお、これら「もてなし」は、援助対象としている貧しい受益者から現金や食材が、半ば強制的に抛出されている可能性があり、これら行為は援助効果の発現に逆行する可能性がある。

フンバ村での聞き取りでは、この事業を監督する立場にある中間団体の ZAWA 職員が、スワヒリ語と英語との通訳を行なったが、住民の発言に対して通訳ではなく住民への説明となる場面があった。また、グループへの聞き取りの際には、周りの住民の不規則な発言や様々な反応も参考になるが、それらを聞くにも、調査者の立場にたつ通訳者の確保が望ましいと感じた。

③平成 21 年度「キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画」

案件概要

ニエレレ中学校²⁰女子寮事業は、キリマンジャロ州ムワンガ県レンベニ地区レンベニ区の教育機関であるニエレレ中学校が、女子生徒の学習環境を向上させるため、ニエレレ中学校に女子寮 2 棟を建

²⁰ 英語名称 : Nyerere Secondary School

設した。管轄する地方公共団体であるキリマンジャロ州ムワンガ県庁は、二段ベッドとマットレスの供与ならびに、女子寮建設にかかる資材運送および現場監督で貢献した。

2008年7月23日に申請書が受領され、2009年11月26日に贈与契約の締結とともに事業を開始し、2010年12月に女子寮建設工事が完了し、同年12月に最終報告書が提出されている。2011年1月から女子寮としての使用を開始し、同年3月に事業が完了した。なお、2011年11月29日に完成式典が実施されている。

調査内容

本調査では、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、2013年1月22日に、上位監督官庁であるキリマンジャロ州教育局ならびに同州ムワンガ県庁を訪問して責任者への聞き取りを行ない、州教育官・県行政官・県教育官の同行でニエレレ中学校を訪問した。同中学校では、校長への聞き取り、各種資料の入手、女子寮の視察を行なった。

案件形成の経緯

本事業を実施するに至った背景・ニーズとして、タンザニアの一般状況として、中等学校が少ないため生徒が遠距離通学を強いられ肉体的・時間的負担が大きく学習に専念できないこと。特に女子は、帰宅後も家事手伝いを期待され、十分な学習ができず、男子と比較して学習成果がでにくいことがあげられている。

また、ニエレレ中学校に直接関連するものとして、以下のことがあげられている。ニエレレ中学校は学区が広く、約100名の女子生徒が20km以上の距離を通学しており、その体力的・時間的負担は大きく、低調な出席率や成績、多くの中途退学者を出すなどの問題を抱えていること。また、女子生徒は、通学途中に男性からの様々な性的嫌がらせを受けることが多く、強姦の被害に遭う事件も少なくないこと。長距離通学を避けるため、学校付近の村に間借りしている生徒もいるが、月額約5,000シリング（約400円）の間借賃は、現金収入に乏しい農業従事者である大半の保護者にとって大きな経済的負担であり、毎日満足に食事ができない生徒も多く、勉学に集中できる環境ではないこと。また、教師や保護者の監督が行き届かず、望まない妊娠をして退学する事例が頻発していること。

これらの対策として、女子寮の建設が実施された。

案件の実施状況

本事業で建設した施設では、女子寮2棟で計24寝室区画に区切られ、付帯設備として、トイレ・浴室、配電設備、貯水タンク・タンク塔・配水工事、下水処理槽・排水工事が実施された。また、女子寮の備品となる二段ベッドとマットレスは、ムワンガ県庁から順次供与されている。

2011年1月から女子生徒36名が入寮し女子寮の使用が開始されているが、当初の計画では1寝室

区画に 2 台の二段ベッドを配置して収容定員を 96 名としていたが、1 寝室区画に二段ベッド 3 台を設置して、最大収容定員を 144 名に変更した。

2013 年 1 月 22 日の調査時には、67 台の二段ベッドが設置され、女子生徒 134 名が入寮していた。これらベッドは、鉄製で溶接もよく、堅牢であるとの印象をもった。また、全てにマットレスがつけられていた。また、ベッドも、マットレスも、備品番号が付与されて、適正に管理されていた。トイレ・浴室への水供給も適正に行われていて清潔にたもたれていた。施設全般について、汚れや傷などなく、美しく使用されており、床の一部に亀裂が入っているが、その補修も行なわれていた。

案件の効果

本事業は、女子生徒 96 名が、女子寮に入寮して、学習に専念できる安全な環境をえることをめざしていたが、2011 年 1 月に女子寮の使用を開始して、3 年目にあたる 2013 年 1 月には 134 名が入寮しており、タンザニアでの一般的ニーズとして、男子に比べて女子が帰宅後の家事手伝いが期待されて学習機会が阻害されている点があげられているが、その点からは女子 134 名の入寮により、第一義的な効果は十分に発現している。また、2 年以上にわたって寮が使用されているが、施設全般に美しく使用されており、ニエレレ中学校が責任をもって適正に維持管理していることも確認できる。

ニエレレ中学校の固有のニーズとして、女子の遠距離通学や学校周辺の村での間借りが、女子の性的な被害や妊娠・中退につながっていることがあげられている。ニエレレ中学校より受け取った、現在の女子寮入寮者 134 名についての居住村別学年別一覧表によると、その入寮者の内訳は、同校から 4Km 以内の 15 村に居住している女子は 76 名で、4Km から 15Km の間の距離の村はなく、15Km 以遠の 6 村に居住している女子が 58 名（定住村がないマサイ人 4 名を含む）である。すなわち、学校から村の中心までの距離と、学校からそれぞれの入寮者の家までの距離とが、大きく異なる可能性はあるが、村との距離をみるかぎり、このニーズに対応する女子数は、134 名中 58 名にとどまる可能性がある。

また、案件申請時においては、学校付近の村に間借りしている生徒の月額約 5,000 シリング（約 400 円）の間借賃が、大半の保護者にとって大きな経済的負担となるとされているが、一方、ニエレレ中学校の 2013 年度の募集要項によると、学校にかかる総負担額は、通学生が年額 130,000 シリングのところ、入寮生は食費を含めて年額 416,500 シリングとなっており、その差額は年額 286,500 シリングとなる。学校に寄宿する月数を 10 か月と仮定しても、入寮による毎月の負担は 28,650 シリングとなる。校長によると、貧困家庭への対応としては、通常は年 2 回での学費支払いのところ、4 回での分割払いを認めているのみで、それ以上の支援措置などは設定していないとのこと。また、後日、ニエレレ中学校から徒歩圏内の女子を受け入れている理由として、家事が強制されて学習時間がとれない例との説明を受けたが、家事が強制される家庭は、子どもを労働力・家内労働力として欲している貧しい家庭である可能性が高いと推察され、それら貧しい家庭が、徒歩で通学できるにも拘わらず多額の追加費用を負担して入寮させているとの説明は、説得性が低いように思われる。

なお、妊娠問題については、校長から、この 2 年間に女子入寮生のなかからは妊娠事例がでていな

いことが成果として言及された。

調査者コメント

調査者がケニアでみるかぎり、一般に中等教育は寄宿校がよいものとされ、進学校は学校の近くに住む生徒も含めて完全入寮制をとることが多い。地域の子どもたちが歩いて通う公立小学校でも、成績の良い学校は、行政が優秀校に認定して寮建設を支援し、高学年の生徒が入寮して学習に専念する環境づくりを行なっている。

すなわち、学校に寮をつくることは、本事業の形成の意義として示唆されている遠距離に居住する生徒、性的被害が心配される女子、家事手伝いに時間をとられる女子など、社会的に弱い立場にある子どもの教育機会を保障する効果が期待でき、将来、地域社会の格差是正に貢献できる可能性がある。一方、寮は、寮費が支払える地域の比較的裕福な家庭の子どもを受け入れ、学習に専念できる機会を確保することで、成績向上の効果が期待できるが、結果として貧しい家庭の子どもの教育機会を阻害し、将来、地域社会の格差を広げる結果となる心配もある。

このように、学校に寮をつくることが両義的側面を有しているなかで、草の根無償スキームによる援助が、草の根の住民への人間の安全保障を実現していくためには、被供与団体であり当事者団体である学校が、社会的に弱い立場にある子どもに配慮する積極的行動を行なうことが重要である。そのためには、事業の形成段階から大使館が適切な助言を行ない、施設完成後の具体的な積極的行動を事業の一部として計画し、その実施を大使館がモニタリングすることが重要と思われる。

なお、本調査について、事前に調査者から大使館を通じて、調査時間が短いことを理由に、セレモニー的な受入れをしないよう依頼していたが、調査後に、別室にセレモニー的なテーブル配置で、肉類など手間がかかっている食事が用意されていた。すでに、調理されているため、食事をいただいたが、調査者のケニアでの事業のなかでは、このような対応はないので違和感を覚える。

④平成 22 年度「アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画」

案件概要

ロンギド診療所²¹拡張事業は、地方公共団体であるアリューシャ州ロンギド県が、妊産婦に安全な出産環境を提供するため、ロンギド診療所に産科病棟 2 棟を新規に建設した。なお、関連する医療器材や医薬品の調達も、ロンギド県が自己資金にて行なった。

2007 年 10 月 24 日にローカル NGO であるアリューシャ女性開発エンパワメント²²（以下 AWDE）より申請書が提出され受領された。その後、話し合いで、被供与団体はロンギド県となり、2010 年 12 月 8 日に贈与契約の締結とともに事業を開始し、2012 年 3 月に産科病棟 2 棟の建設を完了した。しかし、手術室が完了検査に合格せず、改善工事の指示が出されたため、2013 年 1 月 23 日の調査

²¹ 英語名称：Longido Health Centre

²² 英語名称：Arusha Women Development Empowerment

時には、産科病棟 2 棟全体が未使用の状態で、ロンギド県による改善工事のための入札準備が行われていた。

調査内容

本調査では、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、2013年1月23日に、監督官庁であるアリューシャ州政府にて州行政長官代理を表敬訪問し、州公衆衛生官の同行をえてロンギド県へ移動した。被供与団体であるロンギド県庁では、県知事を表敬訪問し、その後、県行政長官の主催会議の形で、県行政長官・県技師官・ロンギド診療所医務官からの聞き取りを行なった。そして、会議に参加した行政官とともに、ロンギド診療所産科病棟を視察した。

案件形成の経緯

本事業を実施するに至った背景・ニーズとしては、ロンギド県が2007年に新たに設立された県で、医療施設も整っておらず、ロンギド診療所は県の中核的な医療施設であるにも拘わらず、施設が小さく産科病棟がなく、手術をともなう出産については、84Km離れたアリューシャ市の病院に搬送する必要がある状態であった。このため、難産の際に手術も可能な設備が整った産科病棟を設置して、早急な状況の改善が求められたためである。また、ロンギド診療所は、隣接する医療施設が、キシリアン簡易診療所の25Km、エンガラナイボー診療所の35Kmと離れているため、広範な地域をカバーする重要な医療施設であること、ロンギド県の県庁所在地に設置されている中核施設であることなど、施設を充実される意義は十分に認められるものだった。

なお、当初の申請書は、2007年10月にローカルNGOであるAWDEから大使館に提出されたが、関係者の話し合いにより、被供与団体をロンギド県として、2010年12月に贈与契約を締結している。

案件の実施状況

この産科病棟は、2012年1月17日の中間モニタリングの時点で、草の根供与分の工事が完工しており、残っている作業は、県負担分の配管工事であった。しかし、中間モニタリング後の2012年3月以降、手術室が完了検査に合格せず、改善工事の指示が出されたため、2013年1月23日現在、施設の使用に至っていない状況であった。

調査者は、ロンギド県行政長官の議事進行のもと、同行政長官、ロンギド県技師官、ロンギド診療所医務官から聞き取りを行なった。施設の使用開始の遅れの原因となっている改善指示項目は、①手術室と建物から外部に直接つながる出入り口との間に壁を設置すること、②手術用手洗い台を大きなサイズに替え、1台から2台に増設すること、③エアーコンディショナーを設置すること、④床をタイル張りにすることの4点であった。これらの改善指示事項は、当初計画に含まれていなかったことを、設計図と建設積算書²³から確認した。また、この改善工事分の設計図と建設積算書が完成してい

²³ Bill of quantities (BOQ)

ることも確認し、ロンギド県が改善工事分の予算を確保している、との説明を受けた。さらに、2013年2月13日にはロンギド県が入札を行なう予定であり、その結果については、県行政官がすぐに承認するため、早急に工事に取り掛かれる見込み、との説明をうけた。

また、調査者は、ロンギド診療所を訪問し、本事業によって建設された産科病棟2棟を見学した。施設は、2012年1月25日にロンギド県から変更申請が大使館へ提出され、承認されている設計図に沿って建設され、ひび割れや欠陥と思われるような点はみられず、適正に建設されているものと思われる。

なお、本事業についてはAWDEが申請し、その後、ロンギド県が被供与団体となった経緯を尋ねたが、AWDEが関与した事実自体を誰も知らなかった。AWDEについては、医務官がロンギド県で社会サービスに取り組んでいる団体として認識していたが、本事業との関連はないとのことだった。

案件の効果

本事業として建設された産科病棟が運営されていないので、住民への裨益効果の発現は確認できない。

調査者コメント

本事業は、ローカルNGOが申請し、話し合い・検討をへて、地方公共団体が被供与団体となっている。本事業が、地方公共団体が直営する既存の医療施設のなかに新たな病棟を建設するものであるため、ローカルNGOは当事者団体ではなく、建設時点での仲介的な役割を果たす中間団体として機能することが予想され、その後の施設の運営のなかで主体的な役割が期待できそうにない。その意味で、地方公共団体のほうが、本事業においては当事者団体といえ、適切な被供与団体の設定と思われる。

調査者がケニアでみるかぎり、医療施設での周産期ケアや出産が村落部の住民に広く受け入れられているわけではない。むしろ、これまでの習慣と同様に、女性家族や助産経験の豊富な近所の高齢女性の支援を受けて自宅で出産することが、ごく普通のことと認識されていると推測される。村落部に暮らす女性の妊娠・出産に関わる健康を向上させるために、産科病棟を設置することは第一義的に重要ではあるが、医療施設での周産期ケアや出産の利点が住民の間に広く認知されていなければ、施設をつくることのみによって、住民の裨益効果が十分に発揮されるとは限らない。ロンギド診療所は、案件形成の段階から相当数の妊産婦の受け入れ実績が確認されているが、対象地域は人口密度の低い牧畜地域であり自宅での分娩が多く行われていると推定される。本事業を機会に、これまで自宅分娩を行っていた住民が施設分娩への移行を促すには、妊娠・出産に関わる様々なリスクとその予防や早期発見、困難時の対処、それらを効果的に行なうための医療施設の活用など、母性保護の知識が、住民の間に広く普及することが重要である。

本事業の調査のなかでは、被供与団体や関係者が、住民への母性保護に関する保健教育を並行して実施している様子は確認できず、その重要性を指摘する意見もなかった。本事業の形成時に、施設の拡充ばかりでなく、ソフト・コンポーネントとして住民への保健教育を事業の一部に組み込んで実施す

るほうが、住民への裨益効果が高まると思われる。

また、本事業を提案したローカル NGO の AWDE は、事業の実施には関与していない一方で、ロンギド県での社会サービス活動を行なっている、との説明を受けた。一案だが、ロンギド県が本事業の被供与団体となりつつ、AWDE が事業の一部として住民への保健教育を担当する体制もとれたのではないだろうか。そうすることによって、住民への裨益効果が高まることが期待できるだろう。

本事業で建設された産科病棟の手術室は、完了検査に合格せず使用にいたっていない。被供与団体の設計自体に問題があったことが原因であり、被供与団体の責任ではあるが、事業の裨益効果が発現していない状況が続いており、早急な解決が必要である。

なお、ロンギド県知事を表敬訪問した際に、同行した県行政官と県知事とがスワヒリ語で調査者への対応を打ち合わせる場となった。懸案事項がある場合は、起こりがちな状況ではないだろうか。このような場合を想定し、必要に応じて、調査者側の立場にたって通訳者を配置する必要性を感じた。

⑤平成 22 年度「ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画」

案件概要

ヌル孤児院拡張事業は、ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区のローカル NGO であるヌル孤児院センター²⁴が、既存の幼児兼児童孤児寮 1 棟（定員 12 名）から、活動を拡大するために新たに男子孤児寮 1 棟（定員 26 名）、女子孤児寮 1 棟（定員 26 名）、幼児孤児寮 1 棟（定員 10 名）の 3 寮（定員合計 62 名）を建設した。また、監督官庁である地方公共団体のムベヤ州ムベヤ市は、事業で建設した施設の設計図・建設積算書の作成、建設にかかる資材運送および現場監督、作業工程ごとの評価²⁵も行なつて貢献した。

2009 年 6 月 2 日に申請書が受領され、2011 年 2 月 7 日に贈与契約を締結し、同年 3 月 1 日から事業を開始し、2012 年 4 月 13 日に寮 3 棟の建設工事が完了し、同年 5 月 29 日に大使館が現場を訪問し寮が使用できる状態になっていること確認し、最終報告書の仮提出がされている。その後、軽微変更による残余金を活用した女子寮・男子寮の雨樋と貯水タンクにつなぐパイプ、容量 160,000L の半地下埋め込み式のコンクリート製タンクが作られた。2013 年 1 月 24 日の調査時には、寮 3 棟とも寮としては使用を開始していなかった。

調査内容

本調査では、大使館より事前に提供を受けた調査対象案件の関連資料をレビューの上、2013 年 1 月 24 日に、上位監督官庁であるムベヤ州政府にて、ムベヤ州政府付エコノミスト・ムベヤ市社会福祉官・ムベヤ市地域開発官と合流し、彼ら 3 行政官の同行をえて州行政長官を表敬訪問し、つづいて監督官庁であるムベヤ市庁にて市行政長官代理を表敬訪問した。その後、3 行政官の同行で、ムベヤ

²⁴ 英語名称：Nuru Orphans Centre

²⁵ Quantity Survey

市ウヨレ地区のヌル孤児院を訪問し、建設された施設を視察し、ヌル孤児院関係者への聞き取りを行った。さらに、3行政官への聞き取りも行なった。

案件形成の経緯

本事業を実施するに至った背景・ニーズとしては、タンザニアでは、孤児問題は非常に深刻で、国内には約240万名²⁶の孤児が存在すると言われ、その中でも適切な保護先を有さない孤児の処遇改善は喫緊の課題であり、男児ではストリートチルドレン、女児ではハウスガールと、国内でその姿は随所で見受けられる。特に、ハウスガールのような家庭内労働者となった少女達は奴隷のように扱われ、売春を強要され、エイズ²⁷や性感染症を患ったり、人権を無視された生活を送ることでトラウマとなったりする例も少なくない。また、ストリートチルドレン問題は、地域住民にとっても薬物の蔓延、HIV²⁸感染という観点からも深刻な社会問題となっている、との事業形成時の状況認識があった。

本事業を実施するムベヤ州の特徴については、隣接するザンビア国とマラウイ国からタンザニアの商業都市であるダルエスサラームへの通り道となっていて、人の往来が多いことから、国内でも2番目にHIV陽性率が高い(9.2%²⁹)州であり、そのため、片親もしくは両親をエイズによって失ったエイズ孤児の数も多い、との事業形成時の認識があった。

そのような状況のなかで、ヌル孤児院は、ムベヤ市において活動する2孤児院のひとつで、1棟のみの孤児寮で定員を超える孤児が収容されているため、規模の拡大が必要と考えられた。

本事業の形成経緯としては、以前ヌル孤児院に関わっていたムベヤ市に派遣されていた青年海外協力隊³⁰(以下JOCV)のイシヅカ隊員を通して、大使館から草の根無償の申請様式を入手し、脆弱な子どもたちのケアと支援事業を申請した。しかし、大使館から、申請案件は支援できないが、建設事業なら可能性がある旨の連絡を受けた。これを受けて、ヌル孤児院の寮の拡張を計画・申請し、ムベヤ市に派遣されたJOCV佐々木隊員を案件推薦者として、建設にいたった。

案件の実施状況

調査者は、ヌル孤児院を訪問し、事業で建設した男子寮・女子寮・幼児寮を見学したが、男子寮・女子寮は使用されておらず、幼児寮は執務・会議室として使用されていた。女子寮の床については、ひび割れがあり、叩くと剥離している音がしていた。床仕上げを2度やり直したが状況が改善しないため、タイル張りにすることを考えている、とのこと。男子寮についても、ひび割れがみられたが、剥離している様子はなかった。ただし、使用していないので強度については判断しかねる。幼児寮の床は問題なかった。剥離の理由については、土壌が膨潤土のためではないか、との発言があった。また、案件の追加工事として、女子寮・男子寮の雨樋と貯水タンクにつなぐパイプ、容量160,000Lの半地下埋め込み式のコンクリート製タンクがつくられ、完工していることを確認した。

²⁶ 請訓表に記載

²⁷ 後天性免疫不全症候群；英語名称：Acquired Immune Deficiency Syndrome (AIDS)

²⁸ Human Immunodeficiency Virus (HIV)：エイズを引き起こす原因ウイルス

²⁹ 稟請書に記載

³⁰ 英語名称：Japan Overseas Cooperation Volunteers

ヌル孤児院プロジェクトマネジャー（以下プロマネ）によると、ヌル孤児院は、現在、ムベヤ市内で遺棄された子どもを中心に 20 名の支援をおこなっており、幼児 17 名（女子 13 名、男子 4 名）を以前からある寮で預かり、女子 3 名が中学校の寄宿寮に入っている。

プロマネによると、現在、本事業により建設をおこなった女子寮・男子寮に受け入れる子どもの選定作業をおこなっている。対象地域は、近隣の 3 地区(ウヨレ:人口 6,229 名;イガウィロ:人口約 10,000 名;イガンジョ:人口約 8,000:合計約 24,000 名)で、地域の公立小学校 12 校と公立中学校 3 校から、片親孤児・完全孤児・その他脆弱な子どものリストを入手し、900 名の入寮候補者が名簿化されている。なお、イガウィロ地区の小学校では、75%がエイズ孤児となっている事例もある。

プロマネによると、その選考過程は、ミター³¹の行政官と協議のうえ住民集会を開き、住民へ孤児院への子どもの受け入れ計画を説明する。その後、学校より前述の脆弱な子ども名簿を入手し、学校を直接訪問して、名簿にある子どもと直接話をして困難の度合いなどを確認する。現在、この学校訪問を完了したところである。今後、選定した子どもの居住する村を訪問して、村長から最終確認を行なって、孤児を受け入れる予定、とのこと。

プロマネによると、この事業を実施するための経済基盤としては、本孤児院の敷地 2.5 エーカー(1.01 ヘクタール)内の自給用の畑での収穫と、ムベヤ市内の別の場所にある 11 エーカー(4.45 ヘクタール)の畑でメイズ・ビーンズ・ヒマワリを栽培しており、これらの販売益が見込まれている。また、週末には、地域の住民が訪れて、日用品などの物資支援をおこなっている。スイスの NGO などもヌル孤児院を支援していると推定していたが、それら外部支援については、特に説明されなかった。

また、同行した行政官へヌル孤児院への指導・連携状況を質問したが、施設建設にかかる助言や技術的な支援に限られ、ムベヤ市社会福祉官からも、孤児や社会的に弱い立場の子どもへの保護などの具体的な社会福祉業務のなかでの連携事例が聞かれなかった。

なお、本事業の実施・管理体制について、州行政長官は、ヌル孤児院の本案件を具体的に理解していた。本事業がムベヤ市庁に資金供与されるのではなく、ローカル NGO に供与されたことについて、事業の計画・意思決定・実施・維持管理まで直接行なうことにより、オーナーシップの発現に役立つ、との見解が示された。ムベヤ市庁は、モニタリングと監督の役割に限定している、との説明も行なわれた。

案件の効果

事業で建設した寮には、子どもが入寮していないので、具体的な草の根の住民への裨益効果は確認できない。現在の入寮者の選考過程での具体的な裨益効果が発現していることも確認できなかった。

³¹ 英語表記: Mitaa ; いくつかの村をとりまとめる上位の行政単位

調査者コメント

調査時点で、贈与契約を締結してから2年、施設の建設が完了してから9か月以上経過しているが、子どもの入寮は実現していないこと、入寮者を探すために地域の小学校・中学校へ孤児探しの調査を行なっていることなどから、事業の形成段階で具体的なニーズと定員を12名から62名に大幅に規模を拡大しての寮運営を持続的に行なう具体的な計画が綿密に作られたものなのか、疑問である。

想像ではあるが、ヌル孤児院が、施設が建設できる機会をつかむことに関心が集中して、規模の拡大のなかで寮運営を持続可能なものにする準備が具体性を欠き脆弱なものだったのではないだろうか。入寮が遅れているのは、破たんしない運営体制を形成するのに苦慮しているのかもしれない。

本事業は被供与団体であるヌル孤児院にとって、社会的に非常に脆弱で庇護すべき子どもの受け入れ数を大幅に拡大することにつながるので、これまでの行政・NGOや地域住民の支援の範囲では賄えない可能性があり、新たな支援の拡大が重要であり、それらが計画段階で十分に検討されるべきなのであろう。本調査のなかでは、これらの点が、準備段階で関係者によって十分に準備されたか、されなかったのか、確認することができなかった。

今後、子どもたちが入寮して施設が活用されることになると思われるが、価値のある取り組みを行なっているヌル孤児院が破たんしないよう関係者の慎重な対応と支援を願うばかりである。

なお、本調査について、事前に調査者から大使館を通じて、調査時間が短いことを理由に、セレモニー的な受入れをしないよう依頼していたが、調査後に、ムベヤ市の中心部のレストランに移動して、ムベヤ市の経費負担で料理が用意されていた。すでに、調理されていたため、食事をいただいたが、調査者のケニアでの事業のなかでは、このような対応はないので違和感を覚える。また、ヌル孤児院関係者も招待されたが、当人たちが食事を断っていることをレストランで知った。

調査を通じた草の根無償スキームへの考察

草の根無償は、草の根の住民に直接裨益し、人間の安全保障を実現する可能性を多くもったスキームである。今回の調査においても、草の根無償のスキームを理解した上で住民への裨益効果を認めている意見、スキーム自体への理解はないが事業レベルで住民への裨益効果を理解している意見など、多くの関係者が草の根無償を高く評価していた。

本調査の対象となった草の根無償事業は、建物の建設3件、水道設備の敷設1件、車両の供与1件であった。いずれの事業も、ハードウェアは形成されており、その形成に関連した大きな瑕疵や不正の疑いなどもなく、大使館による適正な案件形成・管理がなされていることや、被供与団体ほか関係者の適正な事業への取り組みの努力が確認された。大使館ならび関係者の草の根無償スキーム実施への尽力に敬意を表す。

一方、形成されたハードウェアの維持管理を超えて、適正な裨益効果を保障したり、効果の拡張をはかったりするソフト・コンポーネントの事業化の部分で提案できる点があると考えられる。

ソフト・コンポーネントについて

当事者団体が、ハードウェアを維持・管理する責任をはたすためのソフト・コンポーネントの必要性は、十分に認識されているものと思われるので、本報告書では特に論じない。ここでは、本スキームの特徴である草の根の住民への人間の安全保障の実現のために、両義的なハードウェアの適正利用を促すためのソフト・コンポーネントならびに、ハードウェアの効果を拡張するためのソフト・コンポーネントに着目することを提案したい。

両義的なハードウェアのためのソフト・コンポーネント

ハードウェアのなかには、当初の目的どおりにハードウェアを使用すると裨益効果の発現が期待できるが、目的外使用をすると援助の意義自体に疑問を生じかねない両義的な性格が強いものがある。このようなハードウェアについては、案件形成段階から、その利用状況を確認するルールを大使館と被供与団体とで慎重に形成したほうがよいと思われる。

救急車供与の事例では、車両を目的外使用すると、住民に援助が不正使用されていることが住民に周知されることになり、援助の意義が損なわれる。それを予防するためには、車両の移動ごとに、出発と到着の時間・距離メーター・使用目的・給油記録・運転手・修理状況を記録することが必要であろう。案件形成時に目的に沿った様式を作成・合意し、車両供与後の一定期間、例えば1年間くらい合意した様式での記録を大使館へ定期的に提出し、使用状況を確認することも事業実施と位置付けることによって、車両の適正使用が日常化できるのではないだろうか。

救急車供与の事例は、また、被供与団体が複数の車両をとりまとめて受領し、複数の当事者団体に配置することで、被供与団体は中間団体として車両を管理する形となっているが、具体的なモニタリング方法についての十分な合意はない。前述の事前に合意した様式による運行記録の管理に関連して、案件形成時に、車両配置後に被供与団体の職員が、当事者団体を訪問する1年程度のモニタリングのスケジュールを定め、その職員の出張経費をソフト・コンポーネント経費として事業費計上することを認めることによって、裨益効果の円滑な発現を促すことにつながると思われる。

学校の女子寮建設の事例では、地域の裕福な家庭の子どもに学習に専念する機会をつくることもでき、地域内の経済格差が教育格差を助長し、将来の経済格差の再生産・増幅につながる可能性もある。特に、寮費を高額に設定しつつ入寮者を確保できると、学校経営の安定にも貢献するため、裕福な家庭の子どものための寮となりかねない。この事例では、中学校の寮が必要となる社会背景として、通学圏の広さ、学校周辺の村の家庭に寄宿する経費負担、長距離通学や寄宿に起因する女子の妊娠・中退などがあげられ案件形成されていることから、この形成時に、社会的に弱い立場の子どもへの配慮基準を明確することが重要であろう。例えば、寮費に関する合意や貧困家庭への配慮の内容、学校から居住地までの距離、入寮者のうち配慮する子どもの比率などを考慮することができるであろう。そして、これら配慮事項の実施状況を確認できる入寮者名簿の様式を案件形成時に作成・合意し、例えば数年くらいの一定期間は大使館へ毎年提出することも合意してよいのではないだろうか。

地域の孤児寮建設の事例では、寮に受け入れる子どもの増員による規模拡大は、恒常的な衣食費・水道光熱費・教育費・医療費の増加、常駐スタッフの増員による人件費の増加など、被供与団体の経常経費の負担増加につながり、経営基盤の脆弱化をもたらし、経営破たんの心配さえある。この点を考えると、案件形成時に寮拡張後の他の国際 NGO の支援意向など具体的な経営計画について、綿密に確認するほうがよいのではないだろうか。また、案件形成をとおして、被供与団体が、地方公共団体や日本を含む国内外の個人や組織からの新たな支援の獲得を積極的に促し、経営の安定化を確認することが重要ではないだろうか。

ハードウェアの効果を拡張するソフト・コンポーネント

ハードウェア形成によって住民への直接的な裨益効果をもたらされる事例でも、さらに案件形成段階からソフト・コンポーネントを工夫することによって、その裨益効果を拡張し、人間の安全保障に資する貢献度を高める可能性がみられた点について言及したい。

地域の給水設備敷設の事例では、住民が水道管の敷設に労働参加して給水設備を完成させている。水源の動力ポンプへの電力供給に課題を抱えているため不安定ではあるが、深井戸から取水する安全な水を確保できる状況が形成されており、住民への裨益効果が発現しているといえる。一方、住民が理解する良質な水が、この安全な水ばかりでなく、地域の井戸水のうち透明だが感染リスクの高い水も良質な水と考える公衆衛生上の理解の混乱がみられている。この点を考えると、案件形成時に給水設備敷設というハードウェアの形成に追加して、住民へ地域事情に即した水の利用と健康に関する保健教育を実施するソフト・コンポーネントも組み合わせた事業費計上を認めることによって、住民の健康に直結する裨益効果の拡張が期待できると思われる。

診療所の産科病棟建設の事例では、設計計画に沿って病棟は建設されたが、その手術室の設計に瑕疵があり改修工事の準備がすすめられているため、産科病棟の使用にはいたっていなかった。一方、対象地域は人口密度の低い牧畜地域で自宅分娩が多く行われていると推定されるため、これら住民に施設分娩への移行を促すには、妊娠・出産に関わる様々なリスクとその予防や早期発見、困難時の対処、それらを効果的に行なうための医療施設の活用など、母性保護の知識が、住民の間に広く普及することが重要である。この点を考えると、案件形成時に産科病棟の建設というハードウェアの形成に追加して、多くの住民が性と生殖に関する保健教育を実施するソフト・コンポーネントも組み合わせた事業費計上を認めることによって、住民の健康に直結する裨益効果の拡張が期待できると思われる。

学校の女子寮建設の事例では、女子寮と附帯施設の建設というハードウェアの形成に限定されていたが、女子寮が必要となる社会の課題として女子の早期妊娠があげられていることから、案件形成時に子どもたちや保護者への早期性交渉・妊娠の予防につながる保健教育や、教員への保健教育のための教授法研修などを実施するソフト・コンポーネントも組み合わせた事業費計上を認めることによって、女子の性交渉予防に直結する裨益効果の拡張が期待できると思われる。

地域の孤児寮建設の事例では、孤児寮と附帯施設の建設というハードウェアの形成に限定されていた

が、被供与団体としては受入れ孤児数が大幅増加することから、案件形成時に孤児受入れの質的向上につながる職員研修、監督する地方公共団体や地元住民との連携のためのワークショップ、生計の自立性を高めるための農業研修などを実施するソフト・コンポーネントも組み合わせた事業費計上を認めることによって、寮を運営する孤児院の運営の質の向上に貢献し、孤児への裨益効果の拡張が期待できると思われる。

草の根無償スキーム実施体制について

前述のとおり、草の根無償スキームが、草の根の住民への裨益効果を高め、人間の安全保障の実現に貢献するためには、この視点からの優良案件の発掘や、ハードウェアの形成を前提としつつも、案件形成段階から有効なソフト・コンポーネントを事業の不可分な要素として組み込み、ソフト・コンポーネント実施のための時間を事業期間として確保することが重要である。このため、申請する団体が、案件を大使館に相談・申請した際や、その後の事前調査の段階で、大使館担当者が、優良案件を見極めたり、この裨益効果を高めるためのソフト・コンポーネントを事業へ組み込むための適切な助言をしたりして、人間の安全保障への貢献度が高い案件の形成に積極的に関与することが重要である。

これらを実現するためには、草の根無償スキームの運用上の配慮や改善、大使館の実施体制ならびに担当者の質の向上、住民レベルでの社会開発に経験・知見を有する NGO との連携の促進が重要と思われる。

スキームの運用配慮・改善について

ハードウェアの形成とともに、ソフト・コンポーネントを工夫して付加することが、前述のとおり、人間の安全保障の実現にとって重要な要素である。一方、調査者のケニアでの経験も、今回の調査でも同様だが、申請する団体の意識自体が、ハードウェアの獲得を開発の目的そのものにとらえ、ハードウェアを活用した開発効果の発現への意識は二義的なものにとどまりがちである。そのため、案件形成時に提示した地域社会の課題やニーズなどが、ハードウェアを獲得するための口実にとどまり、ハードウェアを形成しても、それを活用して課題解決に取り組む好循環にはつながりにくくなるリスクがある。

<ソフト・コンポーネントの事業費計上>

このリスクを低減させて好循環につなげるには、大使館担当者による申請する団体への適切なソフト・コンポーネントの形成への助言が重要である。さらに、その形成されるソフト・コンポーネントを団体の自己資金で実施するものに限定するのではなく、支援する事業費に計上することが特に重要と考える。事業費に計上することで、そのソフト・コンポーネントが、申請する団体の形式的な口約束や努力目標に終わらず、着実に実施されるものになると考えられる。

<被供与団体と当事者団体が異なる場合のモニタリング費用の事業費計上>

救急車供与の事例では、被供与団体が複数台の救急車を取得し、これを利用する複数の当事者団体に配車している。このように被供与団体と当事者団体が異なる事業実施形態で、被供与団体が、形成されたハードウェアの管理責任を果たすことを求めるのであれば、当事者団体へのモニタリング関連経費を、支援する事業費に計上すべきであろう。

<ソフト・コンポーネント実施のための事業期間の確保>

ソフト・コンポーネントの実施時期は、主にハードウェア形成後となり、一定期間の継続した実施が想定されるため、その実施のための時間を事業期間として確保することが重要である。このため、贈与契約時に事業期間を設定するにあたり、ハードウェア形成期間とは別にソフト・コンポーネントの実施期間も設定し、結果として1年を超える事業期間を設定してもよいのではないだろうか。

<スキームの広報と案件選別>

本調査では、全ての関係者が、草の根無償によって草の根に直接裨益するハードウェアが形成されたことを評価していたが、草の根無償スキームの主旨への理解は限定的だった。特に、救急車供与を受けたローカル NGO 連合組織と、地域の孤児寮を建設したローカル NGO のスタッフは、草の根無償が、ローカル NGO が草の根の住民に裨益する開発プロジェクトを大使館に直接申請できる公的な援助スキームであること自体を理解していなかった。

草の根無償の事業実施状況の広報とともに、優良案件を発掘するために、草の根無償スキームの主旨と具体的な申請条件に関する広報も重要と思われる。

さらに、広報の成果により、草の根無償申請案件が増加した場合には、大使館で案件の選別をサポートする委嘱員を短期的に活用したり、JOCV の協力をえたりすることで対応することもできるであろう。

また、本調査は、タンザニア大使館の通常の草の根無償業務にならって、公用語であるスワヒリ語通訳者の同行なく、必要に応じて、調査対象団体やその監督官庁の行政官に通訳をお願いしたが、情報収集に不便を感じる場面もあった。案件の事前調査や評価の段階などで、大使館担当者の判断で、必要に応じて適切なレベルの通訳者を同行させることもできるとよいであろう。

<式典経費の事業費計上>

贈与契約、ハードウェアの引き渡しや完成など、様々な場面で、様々な理由で式典を開催することがある。その式典の開催が、日本側の援助・草の根無償を広報する性格が強いものであれば、その経費の一部でも、案件形成段階から支援する事業費に計上することも意味があると思われる。

大使館の能力の向上

本調査において、ハードウェアの形成に関しては、長い草の根無償スキーム運用から大使館での運用経験が蓄積されていることが推察された。一方、ソフト・コンポーネントの付加については、比較的新しいスキーム改善であるためか、大使館での経験の蓄積が少ない点であった。ソフト・コンポーネントの付加を中心に、大使館の能力向上につながる草の根無償スキームの改善について指摘したい。

<マニュアルの作成>

前述のとおり、草の根無償を人間の安全保障を実現するために、ハードウェアを維持・管理する責任をはたすためのソフト・コンポーネント、両義的なハードウェアの適正利用を促すためのソフト・コンポーネントならびに、ハードウェアの効果を拡張するためのソフト・コンポーネントが重要であり、それらの観点からのマニュアルやハードウェアとソフト・コンポーネントの統合事例集を形成するなど、大使館の現場で活用できるものを作ることが重要であろう。

<大使館担当者への研修>

それらマニュアルを活用した大使館担当者への外務省での赴任前研修や、大使館に配属時の研修などが有効であろう。さらに、大使館配属時に、当該国の社会開発事業での短期研修も有効であろう。研修受け入れ先としては、草の根無償で優良事業を実施したローカル NGO、JICA が実施している事業、当該国で事業を実施している日本 NGO の事業などに参加して、社会開発の現場にふれ、ソフト・コンポーネントへの理解を深めることが重要であろう。

<短期の委嘱員の活用>

草の根無償スキームの主旨と具体的な申請条件に関する広報を充実させることを提案したが、それにより、案件の申請が増える場合には、大使館で短期契約の委嘱員を活用して、優良案件の選別のサポートなどを行なうことができよう。また、案件形成時の事前調査や、実施中のモニタリングなどにも短期の委嘱員を活用することができよう。

NGO との協力関係

当該国ならびに周辺国で社会開発に取り組む日本 NGO と大使館との協力関係の強化によって、草の根無償スキームが、草の根の住民への人間の安全保障の実現可能性をより高める効果を発揮するものと期待される。特に、マニュアルの作成、大使館担当者への研修の一環として社会開発事業への受け入れ、NGO スタッフが短期の委嘱員として草の根無償スキームの運用に直接関わる形での協力関係の強化が考えられる。

以上

添付書類

添付 1. 調査日程

添付 2. 案件基本情報および調査訪問概要

添付 3. 写真資料

添付 1. 調査日程

日	曜日	時間	行程
1月20日	日	09:20 13:25	伊東(CanDo) ダルエスサラーム着 永岡(CanDo)、保氣口(外務省) ダルエスサラーム着 在タンザニア日本大使館にて案件打ち合わせ <ダルエスサラーム宿泊>
1月21日	月	08:30 09:50 12:30 14:20 14:45 15:45	【案件① 平成 22 年度タンザニア 3 州リサイクル救急車整備計画】 人権推進センター事務所訪問 タンザニア NGO 協会事務所訪問 ダルエスサラーム空港発 ザンジバル空港着 【案件② 平成 21 年度ウングジャ島西県フンバ村給水計画】 ザンジバル政府表敬訪問 フンバ村訪問 <ザンジバル宿泊>
1月22日	火	8:10 11:00 12:00 13:30 14:30 17:00	ザンジバル空港発 キリマンジャロ空港着 【案件③ 平成 21 年度キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画】 キリマンジャロ州政府表敬訪問 ムワンガ県庁表敬訪問 ニエレレ中学校訪問 アルーシャ州へ移動 <アリュウシャ宿泊>
1月23日	水	09:10 11:30 12:00 17:50 19:50	【案件④ 平成 22 年度アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画】 アルーシャ州政府表敬訪問 ロンギド県庁表敬訪問 ロンギド診療所訪問 キリマンジャロ空港発 ジュリアス・ニエレレ国際空港着 <ダルエスサラーム宿泊>
1月24日	木	07:00 09:50 11:00 11:25	ダルエスサラーム空港発 ムベヤ空港着 【案件⑤ 平成 22 年度ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画】 ムベヤ州政府表敬訪問 ムベヤ市庁表敬訪問

		12:15	ヌル孤児院訪問 ＜ムベヤ宿泊＞
1月25日	金	12:50 15:30 16:30	ホテルにて報告概要打ち合わせ（永岡・伊東・保氣口） ムベヤ空港発 ダルエスサラーム空港着 清原(外務省) 合流 大使館にて視察概要報告 ホテルにて調査総括の話し合い（永岡・伊東・保氣口・清原） ＜ダルエスサラーム宿泊＞
1月26日	土		ホテルにて調査総括の話し合い（永岡・伊東・保氣口・清原） ＜ダルエスサラーム宿泊＞
1月27日	日	14:45 18:25	伊東 ダルエスサラーム発 永岡、保氣口、清原 ダルエスサラーム発

添付 2. 案件基本情報および調査訪問概要

案件①：平成 22 年度「タンザニア 3 州リサイクル救急車整備計画」

1. 基本情報	
案件名	タンザニア 3 州リサイクル救急車整備計画（日本語） The Project for Supply of Recycled Ambulances for 3 Regions in Tanzania（英語）
被供与団体名	タンザニア NGO 協会（日本語） Tanzania Association of NGOs（英語）
供与限度額	53,155 米貨ドル（送金通貨） 4,996,570 円（円貨）
案件要約	タンザニア国 3 州における救急救命率の向上を図るため、リサイクル救急車 4 台を各州の以下の団体に配置するもの。 1. イリンガ県（イリンガ州、地方公共団体） 2. モロゴロ警察簡易診療所（モロゴロ州、地方公共団体） 3. 人権推進センター（ダルエスサラーム州、ローカル NGO） 4. 病の牧師会（ダルエスサラーム州、ローカル NGO）
2. 調査訪問概要	
2-1. 人権推進センター事務所訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 21 日 午前 8 時 30 分～午前 9 時 30 分
訪問先	人権推進センター事務所
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Dr. Emmanuel J. Kandusi (Executive Director, Centre for Human Rights Promotion)
2-2. タンザニア NGO 協会訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 21 日 午前 09 時 50 分～午前 10 時 40 分
訪問先	タンザニア NGO 協会事務所
訪問者	永岡、伊東、保氣口
面会者	Mr. Emanuel Mbwambo (Finance and Administration Officer, Tanzania Association of NGOs-TANGO)

案件②：平成 21 年度「ウングジャ島西県フンバ村給水計画」

1. 基本情報	
案件名	ウングジャ島西県フンバ村給水計画（日本語） The Project for Fumba Village Water Supply in West District, Unguja（英語）
被供与団体名	フンバ開発協会（日本語） Fumba Development Association（英語）
供与限度額	86,976 米ドル（送金通貨） 8,958,528 円（円貨）
案件要約	フンバ開発協会が実施するウングジャ島西県フンバ村及び周辺地域給水のためのプロジェクトに対して資金供与を行なうもの。 具体的には、フンバ村及び周辺地域の給水状況改善のため、老朽化した既存配水管の交換（延長 7km）を実施する。また、配水管敷設に係る専門家の技術顧問費、現場監督費を負担する。
2. 調査訪問概要	
2-1. ザンジバル政府表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 21 日 午後 2 時 45 分～午後 3 時 15 分
訪問先	ザンジバル財務省
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. Khamis M. Omar (Principal Secretary, President's Office Finance, Economy & Development Planning, Zanzibar) Ms. Bihindi Nassor Khatib (Commissioner for External Finance, President's Office Finance, Economy & Development Planning, Zanzibar) Ms. Wasila A. Rashid (President's Office Finance, Economy & Development Planning, Zanzibar) Mr. Mohammed Ilyasa Mohammed (Technical Director, Zanzibar Water Authority)
2-2. フンバ村訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 21 日 午後 3 時 45 分～午後 5 時 30 分
訪問先	フンバ村
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. Issa Hassan Shoka (Chairman, Fumba Development Association) Mr. Makane Omar Dadi (Secretary, Fumba Development Association) フンバ開発協会の方々と住民の方々 Ms. Wasila A. Rashid (President's Office Finance, Economy & Development Planning, Zanzibar)(同行) Mr. Mohammed Ilyasa Mohammed (Technical Director, Zanzibar Water Authority)(同行)

案件③：平成 21 年度「キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画」

1. 基本情報	
案件名	キリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校女子寮建設計画（日本語） The Project for Construction of Girls' Hostels at Nyerere Secondary School in Mwanaga District, Kilimanjaro Region（英語）
被供与団体名	ニエレレ中学校（日本語） Nyerere Secondary School（英語）
供与限度額	79,592 米ドル（送金通貨） 8,197,976 円（円貨）
案件要約	ニエレレ中学校が実施するキリマンジャロ州ムワンガ県ニエレレ中学校における女子寮建設計画に対して資金協力を行うもの。女子生徒の学習環境を向上させるため、ニエレレ中学校に女子寮 2 棟を建設する(上下水道配管を含む)。 各棟：面積 388 m ² 、48 名収容、トイレ 5 室、浴室 5 室、洗濯場 1 箇所
2. 調査訪問概要	
2-1. キリマンジャロ州政府表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 22 日 午後 12 時 00 分～午後 12 時 30 分
訪問先	キリマンジャロ州教育局
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Ms. Ruth Malisa (Assistant Administrative Secretary, Education Sector / Acting Regional Administrative Secretary, Kilimanjaro) Ms. Ngowi Yohana (Regional Academic Education Officer, Education Sector, Kilimanjaro)
2-2. ムワンガ県庁表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 22 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分
訪問先	ムワンガ県庁
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Ms. Zuhura Chikira (District Administrative Secretary, Mwanaga) Mr. Makuka Valentine (District Academic Officer for Secondary School, Mwanaga) Ms. Ngowi Yohana (Regional Academic Education Officer, Education Sector, Kilimanjaro) (同行)
2-3. ニエレレ中学校訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 22 日 午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分
訪問先	ニエレレ中学校
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. Shwaibu Msechu (Headmaster, Nyerere Secondary School) Ms. Ngowi Yohana (Regional Academic Education Officer, Education Sector, Kilimanjaro) (同行)

	Ms. Zuhura Chikira (District Administrative Secretary, Mwanaga)(同行) Mr. Makuka Valentine (District Academic Officer for Secondary School, Mwanaga)(同行)
--	--

案件④：平成 22 年度「アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画」

1. 基本情報	
案件名	アルーシャ州ロンギド県ロンギド診療所拡張計画（日本語） The Project for Expansion of Longido Health Centre in Longido District, Arusha Region（英語）
被供与団体名	ロンギド県（日本語） Longido District Council（英語）
供与限度額	100,185 米ドル（送金通貨） 9,417,390 円（円貨）
案件要約	アルーシャ州ロンギド県にあるロンギド診療所を拡張するもの。 詳細は以下の通り。 1）妊産婦に安全な出産環境を提供するため、産科病棟 2 棟の新規建設（配電・配水管工事含む）を行う。 2）仕様（2 棟）：面積 564 m ² 、全 15 室（分娩室 1 室、手術室 1 室、出産待機室 1 室、消毒室 3 室、医薬品室 1 室、待合室 1 室、トイレ 2 室、浴室 2 室等）。
2. 調査訪問概要	
2-1. アルーシャ州政府表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 23 日 午前 9 時 10 分～午前 9 時 45 分
訪問先	アルーシャ州政府オフィス
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. Mwanga ESK (Acting Regional Administrative Secretary, Arusha) Mr. Nangay Isaya (Public Health Officer / Acting Regional Health Officer, Arusha)
2-2. ロンギド県庁表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 23 日 午後 11 時 30 分～午後 12 時 00 分
訪問先	ロンギド県庁／ロンギド県知事オフィス
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. James K. Ole Milya (District Commissioner, Longido) Mr. Chalya Julius (District Executive Director, Longido) Mr. Gibson Kisanga (Engineer, Longido District) Dr. Emilian Urassa (Medical Officer, Longido Health Centre / Acting District Medical Officer, Longido) Mr. Nangay Isaya (Public Health Officer / Acting Regional Health Officer, Arusha) (同行)
2-3. ロンギド診療所訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 23 日 午後 12 時 00 分～午後 1 時 30 分
訪問先	ロンギド診療所
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）

面会者	Mr. Chalya Julius (District Executive Director) Mr. Gibson Kisanga (Engineer, Longido District) Dr. Emilian Urassa (Medical Officer, Longido Health Centre / Acting District Medical Officer) Mr. Nangay Isaya (Public Health Officer / Acting Regional Health Officer)(同行)
-----	--

案件⑤：平成 22 年度「ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画」

1. 基本情報	
案件名	ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院拡張計画（日本語） The Project for Expansion of Nuru Orphans Centre in Mbeya City, Mbeya Region（英語）
被供与団体名	ヌル孤児院（日本語） Nuru Orphans Centre（英語）
供与限度額	106,007 米ドル（送金通貨） 9,964,658 円（円貨）
案件要約	ムベヤ州ムベヤ市ヌル孤児院を拡張するもの。詳細は以下の通り。 1) 26 名収容可能な男子孤児寮を 1 棟新規建設する。 仕様：面積 148 m ² 、26 名収容寝室 1 室、寮母室 1 室、台所 1 室、浴室 1 室、トイレ 3 室、洗濯場 1 室、倉庫 1 室、配電、配水及び下水処理槽含む。 2) 26 名収容可能な女子孤児寮を 1 棟新規建設する。 仕様：面積 148 m ² 、26 名収容寝室 1 室、寮母室 1 室、台所 1 室、浴室 1 室、トイレ 3 室、洗濯場 1 室、倉庫 1 室、配電、配水及び下水処理槽含む。 3) 10 名収容可能な幼児孤児寮を 1 棟新規建設する。 仕様：面積 115 m ² 、10 名収容寝室 1 室、寮母室 1 室、居間 1 室、浴室 2 室、トイレ 2 室、配電、配水及び下水処理槽含む。
2. 調査訪問概要	
2-1. ムベヤ州政府表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 24 日 午前 11 時 00 分～午前 11 時 20 分
訪問先	ムベヤ州政府オフィス
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Ms. Mariam A. Mtunguja (Regional Administrative Secretary, Mbeya) Mr. Geoffrey Mackenzie (Economist, Regional Secretariat, Mbeya) Ms. Bupe Joel (Social Welfare Officer, Mbea City Council) Mr. Mfaume Kisanike (Community Development Officer, Mbea City Council)
2-2. ムベヤ市庁表敬訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 24 日 午前 11 時 25 分～午前 11 時 35 分
訪問先	ムベヤ市庁
訪問者	永岡（CanDo）、伊東（CanDo）、保氣口（外務省）
面会者	Mr. James Q. Jorojik (Acting City Director, Mbeya City Council) Mr. Geoffrey Mackenzie (Economist, Regional Secretariat, Mbeya) Ms. Bupe Joel (Social Welfare Officer, Mbea City Council) Mr. Mfaume Kisanike (Community Development Officer, Mbea City Council)
2-3. ヌル孤児院訪問	
訪問日時	2013 年 1 月 24 日 午後 12 時 15 分～午後 3 時 00 分

訪問先	ヌル孤児院
訪問者	永岡 (CanDo)、伊東 (CanDo)、保氣口 (外務省)
面会者	<p>Mr. Oswald B. Poyo (Project Manager, Nuru Orphans Centre)</p> <p>Mr. Mwalyego (Chairman of the Board, Nuru Orphans Centre)</p> <p>Mr. Mark Fihavango (Community Development Officer, Nuru Orphans Centre)</p> <p>Mr. Geoffrey Mackenzie (Economist, Regional Secretariat, Mbeya)(同行)</p> <p>Ms. Bupe Joel (Social Welfare Officer, Mbea City Council)(同行)</p> <p>Mr. Mfaume Kisanike (Community Development Officer, Mbea City Council)(同行)</p>

調査状況に関する写真資料



タンザニアNGO協会訪問①

タンザニアNGO協会の外観。

撮影場所:ダルエスサラーム市、タンザニアNGO協会

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai020



タンザニアNGO協会訪問②

タンザニアNGO協会にて、同協会の財務・総務担当官(右)にインタビューをおこなう調査団。

撮影場所:ダルエスサラーム市、タンザニアNGO協会

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ah040



人権推進センター訪問①

人権推進センターにて、同センター代表(中央)ヘイン
タビューをおこなう調査団。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai007



人権推進センター訪問②

人権推進センターと供与された救急車。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai009



人権推進センター事務所訪問③

救急車には日本からの支援のロゴマークと、タンザニア50プラスキャンペーンの文字がプリントされていた。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai011



人権推進センター訪問④

救急車内部の様子。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai013



人権推進センター訪問⑤

救急車内部に取り付けられている未使用の酸素ボンベ。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai014



人権推進センター訪問⑥

救急車の走行距離メーターは67,510.3Kmであった。
2012年4月20日の事後調査の時点では50,460.7Km。

撮影場所:ダルエスサラーム市、人権推進センター

撮影日:2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ah031



ザンジバル政府表敬訪問

ザンジバル財務省にて、財務省長官(手前)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所: ザンジバル・ザンジバル市、ザンジバル財務省

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ah077



フンバ村訪問①

フンバ村から7Kmほど離れたディマニ村の丘の上にある本事業で敷設した水道に水を供給する大型貯水タンク。

撮影場所: ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区ディマニ村

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai022



フンバ村訪問②

フンバ村でのインタビューの様子。
財務省、ザンジバル水道局(ZAWA)からの同行人とともに、フンバ開発協会とフンバ村の住民の方々へのインタビューをおこなった。

撮影場所: ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区フンバ村

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ai024



フンバ村訪問③

本案件にて設置された公共取水場所。
幼稚園の敷地内にあり、日本政府の支援を確認するプレートがとりつけられている。

撮影場所: ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区フンバ村

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ah123



フンバ村訪問④

本案件にて設置された公共取水場所。
道路脇の個人の家敷地内に設置されているが、地主との合意のもと公共の水道として使用されている。

撮影場所: ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区フンバ村

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301ah128



フンバ村訪問⑤

ZAWAが村人から雇用している現地職員2名のうち1名と面会した。現地職員は周辺6村の水道の管理を担っている。

撮影場所: ザンジバル・ウングジャ島西県ディマニ地区フンバ村の隣村

撮影日: 2013年1月21日

ファイル名: ggp_tz_1301hn059



キリマンジャロ州政府表敬訪問①

キリマンジャロ州教育局にて、キリマンジャロ州行政長官代理(教育担当)(奥)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所:キリマンジャロ州モシ町、州教育局

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai057



キリマンジャロ州政府表敬訪問②

キリマンジャロ州政府オフィスの外観。

撮影場所:キリマンジャロ州モシ町、州政府オフィス

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai061



ムワンガ県庁表敬訪問

キリマンジャロ州ムワンガ県庁にて、ムワンガ県行政長官(奥)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、県教育局

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai058



ニエレレ中学校訪問①

ニエレレ中学校でのインタビューの様子。
ムワンガ県中学校担当教育官(左)と共に学費と入寮費に関する書類を確認する調査団。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai064



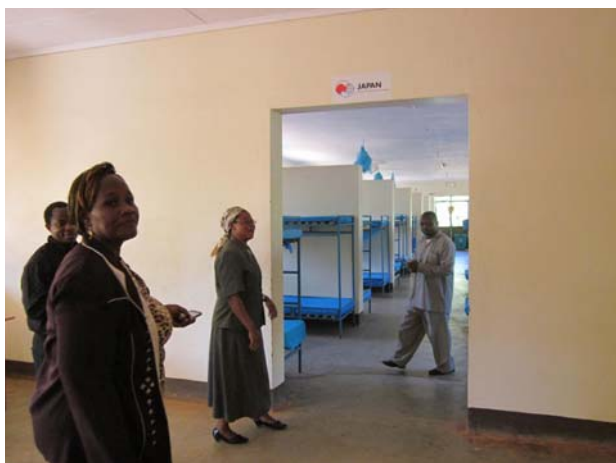
ニエレレ中学校訪問②

本案件にて建設された女子寮の外観。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai068



ニエレレ中学校訪問③

女子寮内部の様子。
日本政府支援のステッカーが、入り口の広間と居住スペースの間の壁に貼られている。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301hn095



ニエレレ中学校訪問④

女子寮で使用されている各マットレスには備品番号が
ふられている。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301hn097



ニエレレ中学校訪問⑤

女子寮の床に入った亀裂も補修されていた。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301hn088



ニエレレ中学校訪問⑥

女子寮内の洗面所の様子。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai073



ニエレレ中学校訪問⑦

女子寮内のトイレの様子。
問題なく水が流れることを確認した。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai075



ニエレレ中学校訪問⑧

女子寮内のシャワー室の様子。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai077



ニエレレ中学校訪問⑨

女子寮の裏手に設置された貯水タンク。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai088



ニエレレ中学校訪問⑩

授業が終わり女子寮に帰っていく女子生徒達の様子。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai099



ニエレレ中学校訪問⑪

女子寮内でくつろぐ女子生徒たちの様子。

撮影場所:キリマンジャロ州ムワンガ県、ニエレレ中学校

撮影日:2013年1月22日

ファイル名: ggp_tz_1301ai108



アルーシャ州政府表敬訪問①

アルーシャ州政府オフィスの外観。

撮影場所:アルーシャ州アルーシャ市、州政府オフィス

撮影日:2013年1月23日

ファイル名: ggp_tz_1301ai114



アルーシャ州政府表敬訪問②

アルーシャ州政府オフィスにて、州行政長官代理(奥)
ヘインタビュウする調査団。

撮影場所:アルーシャ州アルーシャ市、州政府オフィス

撮影日:2013年1月23日

ファイル名: ggp_tz_1301ai117



ロンギド県庁表敬訪問

アルーシャ州ロンギド県庁にて、ロンギド県行政長官
(右端)・県技師官(右から3人目)・ロンギド診療所医務
官(右から2人目)へインタビュウをおこなう調査団。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド県庁

撮影日:2013年1月23日

ファイル名: ggp_tz_1301ai128



ロンギド診療所訪問①

本案件にて建設された産科病棟の外観。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所
撮影日:2013年1月23日
ファイル名: ggp_tz_1301ai130



ロンギド診療所訪問②

産科病棟に設置された日本政府支援を確認するステッカーとプレート。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所
撮影日:2013年1月23日
ファイル名: ggp_tz_1301hn189



ロンギド診療所訪問③

産科病棟内部産後室の様子。
ロンギド県が自己負担分として入手した医療機器が置かれている。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所
撮影日:2013年1月23日
ファイル名: ggp_tz_1301ai138



ロンギド診療所訪問④

産科病棟手術室の様子。

完了検査の結果、写真奥の外部へとつながる扉と内部との間切り壁の建設、洗面台の増設・再設置、エアコンディショナーの設置、床タイルの設置が追加工事が指示された。現在、工事を準備中である。

撮影場所：アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所

撮影日：2013年1月23日

ファイル名：ggp_tz_1301ah438



ロンギド診療所訪問⑤

産科病棟内のトイレ・シャワー室の様子。

撮影場所：アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所

撮影日：2013年1月23日

ファイル名：ggp_tz_1301ah406



ロンギド診療所訪問⑥

産科病棟内のトイレの様子。

撮影場所：アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所

撮影日：2013年1月23日

ファイル名：ggp_tz_1301ai135



ロンギド診療所訪問⑦

産科病棟内で現在診療所職員の住居として使用されている部屋の様子。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所

撮影日:2013年1月23日

ファイル名: ggp_tz_1301hn193



ロンギド診療所訪問⑧

産科病棟に電気を供給する発電機。
訪問時には施設がまだ使用されていないため、電気の供給はおこなってなかった。

撮影場所:アルーシャ州ロンギド県ロンギド村、ロンギド診療所

撮影日:2013年1月23日

ファイル名: ggp_tz_1301hn197



ムベヤ州政府表敬訪問

ムベヤ州政府オフィスにて、ムベヤ州行政長官(奥)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所: ムベヤ州ムベヤ市、州政府オフィス

撮影日: 2013年1月24日

ファイル名: ggp_tz_1301hn204



ムベヤ市庁表敬訪問

ムベヤ州ムベヤ市庁にて、ムベヤ市行政長官代理(奥)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所: ムベヤ州ムベヤ市、市庁

撮影日: 2013年1月24日

ファイル名: ggp_tz_1301hn208



ヌル孤児院訪問①

本案件にて建設された寮の外観。
手前が男子寮、奥が女子寮。

撮影場所: ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日: 2013年1月24日

ファイル名: ggp_tz_1301hn225



ヌル孤児院訪問②

男子寮内部の様子。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301ah574



ヌル孤児院訪問③

女子寮内部の様子。
床にはひび割れが確認された。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301ah596



ヌル孤児院訪問④

幼児寮内部の様子。
現在は執務・会議室として使用されている。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn239



ヌル孤児院訪問⑤

寮内部の洗面台とトイレ。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn218



ヌル孤児院訪問⑥

寮内部のシャワー室。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn217



ヌル孤児院訪問⑦

寮内部の洗濯場。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn219



ヌル孤児院訪問⑧

案件の追加工事としておこなわれていた、容量160,000Lの半地下埋め込み式のコンクリート製タンク。完工していることを確認した。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn230



ヌル孤児院訪問⑨

寮の裏手に設置された下水処理層。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn234



ヌル孤児院訪問⑩

ヌル孤児院にて、同院プロジェクト・マネジャー(手前左)へインタビューをおこなう調査団。

撮影場所：ムベヤ州ムベヤ市ウヨレ地区、ヌル孤児院

撮影日：2013年1月24日

ファイル名：ggp_tz_1301hn258